

福岡県公報

平成二十四年十一月九日
第三千四百四十五号
増刊
①

目次

規則(第五十二号)

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………

訓令(第十九号)

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………

規則

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十一月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十二号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一号中「「条例」」の下に「、福岡県立公文書館条例施行規則(平成二十四年福岡県規則第四十五号)」を加え、同号に次のように加える。

ハ 条例第四条第一項の規定に基づき、利用請求書を受領すること。

ニ 条例第四条第二項の規定に基づき、利用請求書の補正を求めること。

ホ 条例第七条第一項の規定に基づき、特定歴史公文書の全部又は一部を利用させる旨の決定をし、利用請求者にその旨及び規則で定める事項を通知すること。

ヘ 条例第七条第二項の規定に基づき、特定歴史公文書の全部を利用させない旨の決定をし、利用請求者にその旨を通知すること。

ト 条例第八条第二項の規定に基づき、利用決定等の期限の延長をし、利用請求者

に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

チ 条例第九条の規定に基づき、利用決定等の期限の特例延長をし、利用請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。

リ 条例第十条第一項から第三項までの規定に基づき、第三者等に利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して意見書を提出する機会を与えること。

ヌ 条例第十条第四項後段の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を通知すること。

ル 条例第十六条第一項の規定に基づき、苦情の申出を処理すること(福岡県特定歴史公文書利用審査会に付議すべき苦情の申出の処理を除く。)

ヲ 条例第二十九条の規定に基づき、特定歴史公文書の保存及び利用の状況を公表すること。

ワ 条例第三十条第二項ただし書の規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

カ 条例第三十一条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと。

キ 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に休館し、又は開館すること。

ク 規則第三条第二項の規定に基づき、臨時に開館時間を変更すること。

ケ 規則第十一条第一項の規定に基づき、特定歴史公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずること。

この規則は、平成二十四年十一月十八日から施行する。

附則

訓令

福岡県訓令第十九号

本 出 先 機 関 庁
福 岡 県 警 察 本 部

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

福岡県 教育庁
福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十一月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十四号に次のように加える。

ロ 条例第十条第三項の規定に基づき、提出の機会を与えられた意見書を提出すること。

別表一第十一項課長専決事項の上欄中第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十二号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

17 文書規程第六十九条第一項の規定に基づき、保存期間が経過した文書について、歴史公文書を行政経営企画課長と協議の上選別すること。

18 文書規程第六十九条の二の規定に基づき、福岡県立公文書館において保存すべきものとした歴史公文書を福岡県立公文書館長に引き渡すこと。

別表一第十一項課長専決事項の上欄中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十号中「保管文書等」を「主務課における文書」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号を第十号とし、同欄第八号中「文書管理システム（以下「文書システム」という。）」を「文書システム」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第七号の次に次の一号を加える。

8 文書規程第四十六条の二第一項の規定に基づき、作成した文書が歴史公文書として選別されることが見込まれる場合について、その旨を文書管理システム（以下「文書システム」という。）に登録すること。

別表一第十一の二項課長専決事項の上欄に次の一号を加える。

2 条例第十条第三項の規定に基づき、提出の機会を与えられた意見書を提出すること。

附則

この訓令は、平成二十四年十一月十八日から施行する。